

「パワポ de 声動画 サブスクリプションサービス」 ご契約書

日本事務開発株式会社（以下 当社）の提供する「パワポ de 声動画 サブスクリプションサービス」は、本契約書に基づくサービスです。

第1条 目的

パワポ de 声動画 サブスクリプションサービス(以下 本サービス)は、サブスクリプション契約期間中、本契約の各条項に従ってお客様へ当社ソフトウェア製品及び技術サポートを提供します。

第2条 対象製品

対象製品は、「パワポ de 声動画」の、サービス提供開始時点で最も新しいバージョンといたします。

第3条 内容

1. 契約期間とアップグレード
本サービスの契約期間は1年間とし、開始日はお客様と個別調整のうえ決定いたします。
また、本サービス契約期間中のアップグレードを無償で提供するものとします。
 - ・アップグレードは、対象製品起動時の自動更新となります
 - ・契約期間が終了しますと、対象製品は使用できません
2. 技術サポート
技術サポートは、本サービスの技術的なお問合せに対し、助言、指導を行うものです。
メールにてお問合せを受付けます。
【技術サポート受付時間】
土/日、祝祭日、年末年始および当社指定休日（ゴールデンウィーク・夏季休暇など）を除く営業日 9:30～17:00
また、ヘルプ、操作マニュアルなどにより、お問合せへの回答が示されている場合は、当該箇所を参照していただくことで回答とする場合があります。
Mail pkd_support@njk-person.com
3. 契約更新
本サービス契約更新のご希望は、契約終了2ヶ月ほど前を目途にその旨をご連絡いただけますと、更新手続き等を行った上で、契約中断など無くスムーズに更新いただけます。

第4条 契約締結とながれ

1. 契約締結
お客様による、ご入金、または対象製品のインストールをもって、「パワポ de 声動画 サブスクリプションサービス（使用許諾契約書を含む）」の契約内容にお客様がご同意されたとし、契約締結といたします。
また、製品インストール時にあらためて「使用許諾契約書」にご同意をいただきます。
2. ながれ
お客様より申し込み（またはご発注書）を頂戴しましたら、契約書、ご請求書を送付いたします。
ご入金を確認後、eメールにて本サービスのご案内（ダウンロードサイト情報など）を送付いたします。
製品をダウンロードいただき（本体、操作マニュアル）、インストール、Web ユーザー登録、アクティベーションをもってご使用可能となります。

第5条 使用許諾契約

本サービスの条件は、製品使用時にあらためてご同意をいただく「使用許諾契約書」に規定されており、以下の通りです。
ご確認ください。

<使用許諾契約書>

重要：以下の契約書を注意してお読みください。

- お客様には、本製品（後述の本ソフトウェア及びマニュアル等関連資料を含みます）を、日本事務開発株式会社（以下、「当社」といいます。）が定める下記の使用許諾契約書（以下、「本契約」）に基づいてご利用していただきます。
- 本契約は、お客様が、当社の許諾に基づき作成された正規製品を当社が正式に認める方法で取得してご利用いただく場合にのみ有効に成立します。
- お客様からの代金ご入金、または本ソフトウェアのインストールによって、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意したものとします。
- 本製品において画面上で表示される使用許諾契約書と書面による使用許諾契約書があり、その内容が異なる場合は、書面によるものが優先するものとします。

1. 定義

(1) 本ソフトウェア

本製品に含まれるコンピュータプログラム、その他のデジタルコンテンツ及び当社が別途提供することのあるアップデートプログラムや追加のデジタルコンテンツをいい、明示的に除外されない限り、当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物を含みます。

(2) 本ソフトウェアの使用

本ソフトウェアをコンピュータのメモリにロードすることにより本ソフトウェアを使用し又は使用しうる状態にすることをいいます。

2. 使用許諾

- (1) 当社はおお客様に対し、本製品1ライセンスにつき、お客様が占有・管理する1台のコンピュータに限り本ソフトウェアをインストールし、お客様ご自身（お客様が法人の場合は従業員1名）が使用する権利（以下、「使用権」といいます。）を許諾します。
- (2) 3. 禁止事項に違反しない限度において、お客様の管理のもとで、前号に基づいてインストールされた本ソフトウェアを、複数人で使用することができます。
- (3) 当社は、本契約においてお客様に明示的に許諾した権利以外の全ての権利を留保します。本ソフトウェアの使用許諾は、いかなる知的財産権の移転も意味しません。

3. 禁止事項

お客様は、本契約で許諾される場合を除き以下の行為を行わないものとします。

- (1) 2. 使用許諾(1)に定める場合を除いて、本ソフトウェア又はマニュアル等関連資料を複製すること
- (2) 本ソフトウェアの改変、本ソフトウェアの全部又は一部の再配布・再使用許諾・公衆送信（送信可能化を含む）、本製品の貸与・譲渡・レンタル・疑似レンタル行為・中古品取引
- (3) ネットワーク経由で本ソフトウェアを使用、もしくは使用させること、又は本ソフトウェアの機能を利用した処理・サービスをネットワーク経由で提供すること
- (4) 当社がおお客様に提供する顧客や製品の識別情報（シリアル番号等）を第三者への開示又は提供すること
- (5) 本ソフトウェアがインストールされた1台のコンピュータを同時に複数人が使用、又は共有可能なシステムで本ソフトウェアを使用すること
- (6) 本ソフトウェアを有償で第三者に使用させること、又は本ソフトウェアを商用サービスに組み込むこと
- (7) 権利保護を目的として本ソフトウェアに予め設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開、又は前記方法を用いて本ソフトウェアを複製、翻案、使用すること
- (8) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルすること

4. 使用权の譲渡

- (1) お客様は、当社の書面による同意を得た場合に限り、本製品及び本ソフトウェアの使用权を第三者に譲渡することができます。この場合、お客様は、2. 使用許諾(1)の規定によりインストールされたソフトウェアを含む全ての複製を削除しなければなりません。
- (2) (1)に基づく本製品及び本ソフトウェアの使用权の譲受人は、本契約におけるお客様の地位を継承するものとします。

5. 保証

- (1) 当社は、媒体やマニュアルに物理的な欠陥・乱丁・落丁があった場合は、本製品の購入日から 60 日間に限り、その程度に応じて当社の判断に基づき、交換又は代金返還をいたします。
- (2) 当社は、本ソフトウェアに重大な瑕疵があった場合、本製品の購入日から 60 日間に限り、欠陥の程度に応じて当社の判断に基づき、媒体の交換もしくは修補プログラムの提供、解決方法の案内、又は代金の返還を行います。ただし、動作保証対象外のハードウェア又はソフトウェアによる動作不具合等の本ソフトウェアの動作条件等に反する利用方法に起因するものは除きます。また、ソフトウェアの品質・機能がお客様の特定の使用目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの選択導入の適否はお客様の責任とします。
- (3) 当社は、本ソフトウェアについて、(2)に定める保証以外の責任を負いません。本契約に規定されたものを除いて、当社は、本ソフトウェアの使用又は使用不能から生じるいかなる損害に関しても一切の責任を負いません。
- (4) 本契約に基づく当社の責任は、いかなる場合にも、お客様が実際に支払った本製品の購入金額及び本製品の標準価格の何れか低い方を上限とします。
- (5) 当社は、本ソフトウェアの機能に付随して利用できる各種情報・ソフトウェア又はサービス（以下、「付随サービス等」といいます。）をネットワーク経由その他の方法で無償（但し、通信にかかる費用はお客様負担とします）にて提供することがあります。当社は、付随サービス等について、一切の保証を行いません。また、当社はおお客様の承諾なく付随サービス等の提供を中断又は終了することができるものとします。

6. 契約の終了、賠償責任

- (1) お客様が本契約の何れかの条項に違反したとき、または当社が本サービスの提供は適当でないと判断した時は、当社は何らの催告をすることなく、本契約を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。
- (2) 前号の違反によって生じた当社損害、違反の実態に即したライセンス費用、また使用停止措置に生じた当社費用や経費などを、当社はおお客様に請求することができます。同時に、お客様は速やかに自己の負担で本製品を返却するものとします。

7. 一般条項

- (1) 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。
- (2) 本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

以上

日本事務開発株式会社
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 丁目 5 番 11 号
電話 03-3256-8481